

令和3年度 第1回長崎地方最低賃金審議会 議事要旨

- 1 日 時：令和3年7月5日（月）午前9時28分～午前10時20分
- 2 場 所：長崎労働局8階会議室
- 3 出席者：公益委員5名 労働者側委員5名 使用者側委員5名
- 4 議 題
 - (1) 長崎県最低賃金の改正諮問について
 - (2) 長崎県最低賃金専門部会の設置等について
 - ① 専門部会の設置について
 - ② 専門部会の決議について
 - (3) 参考人の意見聴取について
 - (4) 審議日程等について
 - (5) 長崎地方最低賃金審議会運営規程、長崎県最低賃金専門部会運営規程及び長崎県特定（産業別）最低賃金専門部会運営規程の改正について
 - (6) その他
- 5 審議要旨

議題（1）について

長崎労働局長から審議会会長あて改正諮問を行った。

諮問文内容「最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、長崎県最低賃金（昭和55年長崎労働基準局最低賃金公示第9号）の改正決定について、経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。」

議題（2）①について

専門部会を設置するための部会委員候補者の推薦に関する公示については、本日から7月20日まで行う旨事務局より説明した。

議題（2）②について

専門部会の決議をもって審議会の決議とする審議会令第6条第5項は、地域別最低賃金について適用しないこととした。

議題（3）について

- ・ 関係労働者及び関係使用者からの意見聴取に関する公示については、本日から7月20日まで行う旨事務局より説明した。
- ・ 参考人の審議会出席による意見聴取については、関係団体から意見書の提出並びに意見陳述の要望を踏まえその必要性を検討の上判断することとした。

議題（４）について

- ・ 今後の審議日程（予定）について事務局より説明を行い、了承された。
第２回本審　　： ８月　２日　１３時３０分～
第１回専門部会： ８月　２日　第２回本審終了後
第２回専門部会： ８月　５日
第３回専門部会： ８月　６日
第３回本審　　： ８月　６日
第４回本審　　： ８月２４日
- ・ 審議会の運営について、以下の申合せ事項が確認された。
最低賃金の趣旨に鑑み、早期に結論が得られるように審議の促進に努めること、関係労使の意見を十分把握するように努めること、専門部会において全会一致の結論が得られるように努力すること等。

議題（５）について

長崎地方最低賃金審議会運営規程及び各専門部会の運営規程に関し、オンライン規定の追加及び議事録に関する署名の廃止並びに会議資料非公開規定の追加について事務局から提案し、了承された。

議題（６）について

- ・ 本審の議事録と会議資料を長崎労働局のホームページで公開していること等、審議会の公開・非公開の経緯、運用等について、事務局から改めて説明を行った。
- ・ 使用者側委員から「公開することによって、SNSを通じ、発言者に対するマイナス方向のリアクション等が想定されるが、この点の保護について厚生労働省の考えを聞きたいので、本省に伝えていただきたい。」旨の意見があった。